

別紙様式1

法令適用事前確認手続照会書

平成26年7月24日

入国管理局参事官室の長 殿

照会者名 行政書士 林 幹

住所 [REDACTED]

[REDACTED]

下記について照会します。なお、照会及び回答内容（下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第9条第1項

出入国管理及び難民認定法第20条第3項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

本邦のA港の港湾区域内にて、大型洋上風車の設置を計画しているところ、我が国の同種の作業船（ジャッキアップ船）では、大型洋上風車を設置するために必要な能力が不足している。そこで、設置能力を保有する外国籍のジャッキアップ船を賃貸し設置作業に従事させたい。この場合、我が国では未経験の分野であるので、複数名の指導的な立場の外国人船員をジャッキアップ船に乗り込ませ、大型洋上風車の設置作業に従事させたい（ジャッキアップ船の運用

期間は2年程度を予定)。

設置作業に従事する外国人船員は以下の形態で本邦に上陸することが考えられる。

- ①休養や買い物目的で沖合のジャッキアップ船から短期間上陸
- ②本国への帰省や工事途中での交替のための上陸（出国するための上陸）
- ③ジャッキアップ船に乗り込むための上陸（空路等で本邦に上陸した上でジャッキアップ船に乗り込む形態）

3 上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

（1）設置作業に従事する外国人船員の在留資格について

- ①ジャッキアップ船に乗り込んだ状態で本邦に入国し、上陸することなくそのまま洋上で設置作業に従事する場合

大型洋上風車の設置作業は我が国の領海上で行うものの、上陸して行うものではなく、また、国際公法上外国船籍の上は当該国の管轄権が及ぶことから、外国人船員の活動は、在留資格付与の対象外と考える。もっとも、たとえ、短期間であっても、本邦に上陸して就労活動に従事する場合には、在留資格「技術」や「技能」などの在留資格の付与を受けることが必要である。

- ②本邦に上陸後、ジャッキアップ船に乗り込み、設置作業に従事する場合

「本邦に在留する外国人」が活動するには、在留資格が必要である以上（出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項）、たとえ洋上あっても、上陸後、「本邦」で設置作業に従事する当該外国人船員の活動は、在留資格付与の対象と考える。大型洋上風車の設置作業に「外国に特有の土木に係る技能」が必要である場合は、設置作業に従事する当該外国人労働者に当該技能を要する業務について10年以上の実務経験があれば、在留資格「技能」の対象となる。

（2）下記形態での設置作業に従事する外国人船員の上陸について

- ①休養や買い物目的で沖合のジャッキアップ船から短期間上陸

- ②本国への帰省や工事途中での交替のための上陸（本邦上陸後、空路で本国に出国しようとする場合など）
- ③ジャッキアップ船に乗り込むための上陸（空路等で本邦に上陸した上でジャッキアップ船に乗り込む形態）

①について

見解)

可能と考える。

根拠)

ジャッキアップ船には自ら航行できるものと他の船舶に牽引してもらい航行するものがあるが、いずれにしても、適宜本邦の出入国港に入港するので、乗員上陸の許可（出入国管理及び難民認定法第16条第1項）の対象となる。また、査証免除国出身の者又は事前に短期滞在査証の発給を受けている者（本邦外でジャッキアップ船に乗り込み、我が国に入国し上陸しようとする場合又は数次の短期滞在査証の発給を受けている場合）であれば、在留資格「短期滞在」の対象なり得る。

②について

見解)

可能と考える。

根拠)

査証免除国出身の者又は事前に短期滞在査証の発給を受けている者（本邦外でジャッキアップ船に乗り込み、我が国に入国し上陸しようとする場合又は数次の短期滞在査証の発給を受けている場合）であれば、在留資格「短期滞在」の対象なり得る。

③について

見解)

上陸時に在留資格「短期滞在」の付与を受けて、ジャッキアップ船に乗り込むこと自体は可能であるが、在留期間の満了日までに出国する必要があると考える。

根拠)

ジャッキアップ船に乗り込む時点においては、「本邦外の地域に赴く意図」がないので、出国手続きは不要である（出入国管理及び難民認定法第25条）。しかし、付与された在留期間の満了日までしか本邦に在留できないので、出国手続きを行い出国する必要がある（出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項）。

4 公表の延期の希望

(1) 理由

現在、関係監督官庁及び事業者間で事業実施方法について調整中であり、回答内容の公表によって調整作業に支障が生じ、事業化に悪影響が出るおそれがあるため。

(2) 公表可能時期

関係監督官庁と事業者との調整が完了し、事業の実施及び施工時期が明確となつた時点

5 口頭による回答の可否 否

6 照会者名の公表を希望します。

7 連絡先

(1) 郵便番号 [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

(3) 照会者名 行政書士 林 幹

(4) 電話番号 [REDACTED] F A X番号 [REDACTED]

(5) 電子メールアドレス [REDACTED]

以上